

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年7月11日受付分)

名称

特定非営利活動法人
みんなのいえ

縦覧期間

令和7年7月11日(金)から
令和7年7月25日(金)まで

特定非営利活動法人みんなのいえ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんなのいえという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市網干区高田78番8に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者（児）、高齢者に対して、地域で暮らすために必要な在宅ケアサービス事業と地域住民との交流促進に関する事業及び介護に関する啓蒙や介護職等の育成事業を行い、世代や障害の有無にかかわらず、地域で共にその人らしい生活ができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 居宅サービス事業
- (3) 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域サロン運営等地域住民の交流支援事業
- (6) 排泄に関する相談・情報提供・販売等事業
- (7) 介護技術等の地域啓蒙及び介護職等育成事業
- (8) 特定相談支援事業
- (9) 障害児相談支援事業
- (10) 地域密着型サービス事業
- (11) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (12) 有料老人ホームの設置・運営事業
- (13) 訪問看護事業
- (14) 介護予防サービス事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込む

ものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その業務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、会員の口数にかかわらず、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなら

い。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選出した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、

貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 清水俊美
副理事長 小山美佐
理事 石井清美
監事 松本芳枝
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会開催日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- | | | | |
|----|-----|-----|----------|
| 個人 | (1) | 入会金 | 2000円 |
| | (2) | 年会費 | 12000円 |
| 団体 | (1) | 入会金 | 2000円 |
| | (2) | 年会費 | 1口 3000円 |

賛助会員

- | | | | |
|----|-----|-----|----------|
| 個人 | (1) | 入会金 | 1000円 |
| | (2) | 年会費 | 1000円 |
| 団体 | (1) | 入会金 | 1000円 |
| | (2) | 年会費 | 1口 3000円 |

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人みんなのいえ

1 事業実施の方針

- ・新規事業を軌道に乗せるために、法人一丸となって取り組み、経営の早期安定を目指す。
- ・研修、委員会の活動をより充実させ、働きやすい環境とサービスの質の向上を図る。

2 事業の実施に関する事項

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額 (千円)
障害福祉サービス事業	生活介護（障害者の日帰り支援）	通年	高田事業所及び事業所	8人/日	18歳～64歳の障害者15～20人/日程度	47,000
	障害者（児）に対するホームヘルプサービス	通年	利用者居宅内	7人/日	障害者25～30人/月程度	40,000
	障害者共同生活援助	通年	たつの事業所	4人/日	障害者5～10人	10,000
特定相談支援事業	相談支援事業	通年	高田事業所	0.5人/日	障害者10～20人	1,500
障害児相談支援事業	相談支援事業	通年	高田事業所	0.5人/日	障害児15～30人	1,500
居宅サービス事業	要介護者に対するホームヘルプサービス	通年	利用者居宅	15人/月	介護保険対象者45人/月程度	25,000
	医療的ケアが必要な要介護者に対する訪問看護	通年（9月以降）	利用者居宅	2人/月	介護保険対象者10人/月程度	11,350
居宅介護支援事業及び介護予防支援事業	要介護者及び要支援者のケアプラン作成	通年（8月以降）	山戸事業所	0.9人/日	要介護者20人/月程度	2,450

移動支援事業	障害者（児）に対するガイドヘルプサービス	通年	利用者希望による外出先	3人/月	障害者5人/月程度	1,000
地域サロン運営等地域住民の交流支援事業	交流会の開催	年1～2回	高田事業所	10人/回	地域の高齢者・デイサービス・生活介護等利用者30～50人/回	50
排泄に関する相談・情報提供・販売等事業	排泄の相談及びオムツ等の販売	通年	事業所	0.5人/日	地域の住民、ケアマネジャー、介護事業所スタッフ等10人/月	500
介護技術等の地域啓蒙及び介護職等育成事業	事業所主催研修の開催及び他機関への講師派遣等	通年	事業所及び研修会場	1～2人/回	介護スタッフ等25～40人/回程度	250
地域密着型サービス事業	高齢者通所介護サービス事業	通年	山戸事業所	3人/日	介護保険対象者7～9人/日	16,000
	高齢者通所介護サービス事業（若年・障害者中心対応）	通年	高田事業所	2人/日	介護保険対象者5～6人/日	12,000
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防訪問介護事業	通年	利用者居宅	10人/日	介護予防対象者15人/月程度	2,600
	介護予防通所介護サービス事業	通年	山戸事業所	4人/日	介護予防対象者1～2人/月程度	500
	介護予防通所介護サービス事業（若年・障害者中心対応）	通年	高田事業所	2人/日	介護予防対象者1～2人/月程度	500
有料老人ホームの設置・運営事業	要介護高齢者及び障害者の居住型生活支援事業	通年（9月以降）	津市場事業所	5人/日	要介護対象者5～15人/月程度	33,000

訪問看護事業	医療保険及び 難病適応の利 用者に対する 訪問看護事業	通年（9月 以降）	利用者居 宅内	2人/日	医療保険対象利 用対象者5～1 0人/日	15,000
介護予防サー ビス事業	介護予防訪問 看護	通年（9月 以降）	利用者居 宅内	1人/月	要支援対象者1 ～2人/月	600

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人みんなのいえ

1 事業実施の方針

- ・社会情勢の変化や地域のニーズに敏感に反応・対策し、安定した経営維持に努める。
- ・人材育成や職員の定着率を上げることを意識し、働きやすい職場環境を作る。
- ・研修の充実を図り、地域に向けても介護技術や知識を発信していく場を広げていく。

2 事業の実施に関する事項

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額 (千円)
障害福祉サービス事業	生活介護（障害者の日帰り支援）	通年	高田事業所及び事業所	12人/日	18歳～64歳の障害者20～25人/日程度	50,000
	障害者（児）に対するホームヘルプサービス	通年	利用者居宅内	7人/日	障害者25～30人/月程度	45,000
	障害者共同生活援助	通年	たつの事業所	4人/日	障害者5～10人	15,000
特定相談支援事業	相談支援事業	通年	高田事業所	0.5人/日	障害者10～20人	700
障害児相談支援事業	相談支援事業	通年	高田事業所	0.5人/日	障害児15～30人	300
居宅サービス事業	要介護者に対するホームヘルプサービス	通年	利用者居宅	15人/月	介護保険対象者45人/月程度	50,000
	医療的ケアが必要な要介護者に対する訪問看護	通年	利用者居宅	2人/月	介護保険対象者10人/月程度	25,000
居宅介護支援及び介護予防支援事業	要介護者及び要支援者のケアプラン作成	通年	山戸事業所	1.2人/日	要介護者20人/月程度 要支援者5日/月	5,000

移動支援事業	障害者（児）に対するガイドヘルプサービス	通年	利用者希望による外出先	3人/月	障害者5人/月程度	1,000
地域サロン運営等地域住民の交流支援事業	交流会の開催	年1～2回	高田事業所	10人/回	地域の高齢者・デイサービス・生活介護等利用者30～50人/回	50
排泄に関する相談・情報提供・販売等事業	排泄の相談及びオムツ等の販売	通年	事業所	0.5人/日	地域の住民、ケアマネジャー、介護事業所スタッフ等10人/月	500
介護技術等の地域啓蒙及び介護職等育成事業	事業所主催研修の開催及び他機関への講師派遣等	通年	事業所及び研修会場	1～2人/回	介護スタッフ等25～40人/回程度	250
地域密着型サービス事業	高齢者通所介護サービス事業	通年	山戸事業所	3人/日	介護保険対象者7～9人/日	16,000
	高齢者通所介護サービス事業（若年・障害者中心対応）	通年	高田事業所	2人/日	介護保険対象者5～6人/日	12,000
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防訪問介護事業	通年	利用者居宅	10人/日	介護予防対象者15人/月程度	2,600
	介護予防通所介護サービス事業	通年	山戸事業所	4人/日	介護予防対象者1～2人/月程度	500
	高齢者通所介護サービス事業（若年・障害者中心対応）	通年	高田事業所	2人/日	介護予防対象者1～2人/月程度	500
有料老人ホームの設置・運営事業	要介護高齢者及び障害者の居住型生活支援事業	通年	津市場事業所	5人/日	要介護対象者5～15人/月程度	37,780

訪問看護事業	医療保険及び 難病適応の利 用者に対する 訪問看護事業	通年	利用者居 宅内	2人/日	医療保険対象利 用対象者5～1 0人/日	15,000
介護予防サー ビス事業	介護予防訪問 看護	通年	利用者居 宅内	1人/月	要支援対象者1 ～2人/月	1,200

令和 7年度特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

令和 7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 みんなのいえ

科目	金額（単位：円）		
I 収入の部			
1 会費・入会金収入			
正会員入会金	2,000		
賛助会員入会金	1,000		
正会員会費収入	220,000		
賛助会員会費収入	30,000	253,000	
2 事業収入			
障害福祉サービス事業収入	131,800,000		
特定相談支援事業	500,000		
障害児相談事業	700,000		
居宅サービス事業収入	47,500,000		
居宅介護支援及び介護予防支援事業収入	630,000		
移動支援事業収入	500,000		
地域交流支援事業収入	0		
排泄相談等事業収入	400,000		
介護技術研修及び啓蒙事業収入	0		
地域密着型サービス事業収入	30,000,000		
総合事業収入	2,000,000		
有料老人ホーム収入	7,500,000		
訪問看護事業収入	2,100,000		
介護予防サービス事業収入	1,000,000	224,630,000	
3 寄付金収入			
寄付金	0		
経常収入合計			224,883,000
II 支出の部			
1 事業費			
障害福祉サービス事業費	97,000,000		
特定相談支援事業	1,500,000		
障害児相談事業	1,500,000		
居宅サービス事業費	36,350,000		
居宅介護支援及び介護予防支援事業費	2,450,000		
移動支援事業費	1,000,000		

	地域交流支援事業費	50,000		
	排泄相談等事業費	500,000		
	介護技術研修及び啓蒙事業費	250,000		
	地域密着型サービス事業	28,000,000		
	総合事業	3,600,000		
	有料老人ホーム運営事業	33,000,000		
	訪問看護事業	15,000,000		
	介護予防サービス事業	600,000	220,800,000	
2	管理費			
	人件費	11,500,000		
	消耗品費	350,000		
	水道光熱費	100,000		
	通信費	200,000		
	手数料	2,000,000		
	業務委託費	500,000		
	雑費	4,000,000	18,650,000	
	経常支出合計			239,450,000
	経常収支差額			-14,567,000
Ⅲ	その他資金収入の部			
1	長期借入金収入			
	借入金	28,000,000		
	その他資金収入合計			28,000,000
Ⅳ	その他資金支出の部			
1	長期借入金支出			
	借入金返済	13,000,000		
2	予備費			
	予備費			
	その他資金支出合計			13,000,000
	その他資金収支差額			15,000,000
	当期収支差額			433,000
	前期繰越収支差額			61,386,071
	次期繰越収支差額			61,819,071

令和 8年度特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

令和 8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 みんなのいえ

科目	金額（単位：円）		
I 収入の部			
1 会費・入会金収入			
正会員入会金	2,000		
賛助会員入会金	1,000		
正会員会費収入	232,000		
賛助会員会費収入	31,000	266,000	
2 事業収入			
障害福祉サービス事業収入	145,000,000		
特定相談支援事業	500,000		
障害児相談事業	700,000		
居宅サービス事業収入	100,000,000		
居宅介護支援及び介護予防支援事業収入	4,250,000		
移動支援事業収入	500,000		
地域交流支援事業収入	0		
排泄相談等事業収入	500,000		
介護技術研修及び啓蒙事業収入	0		
地域密着型サービス事業収入	30,000,000		
総合事業収入	2,000,000		
有料老人ホーム運営事業収入	28,760,000		
訪問看護事業収入	5,000,000		
介護予防サービス事業収入	2,000,000	319,210,000	
3 寄付金収入			
寄付金	0		
経常収入合計			319,476,000
II 支出の部			
1 事業費			
障害福祉サービス事業費	110,000,000		
特定相談支援事業	700,000		
障害児相談事業	300,000		
居宅サービス事業費	75,000,000		
居宅介護支援事業及び介護予防支援費	5,000,000		
移動支援事業費	1,000,000		

	地域交流支援事業費	50,000		
	排泄相談等事業費	500,000		
	介護技術研修及び啓蒙事業費	250,000		
	地域密着型サービス事業	28,000,000		
	総合事業	3,600,000		
	有料老人ホーム運営事業	37,780,000		
	訪問看護事業	15,000,000		
	介護予防サービス事業	1,200,000	278,380,000	
2	管理費			
	人件費	15,000,000		
	消耗品費	350,000		
	水道光熱費	100,000		
	通信費	200,000		
	手数料	2,000,000		
	業務委託費	500,000		
	雑費	10,000,000	28,150,000	
	経常支出合計			306,530,000
	経常収支差額			12,946,000
Ⅲ	その他資金収入の部			
1	長期借入金収入			
	借入金	0		
	その他資金収入合計			0
Ⅳ	その他資金支出の部			
1	長期借入金支出			
	借入金返済	13,000,000		
2	予備費			
	予備費			
	その他資金支出合計			13,000,000
	その他資金収支差額			-13,000,000
	当期収支差額			-54,000
	前期繰越収支差額			61,819,071
	次期繰越収支差額			61,765,071